

政法第1249号
答申第439号
平成28年7月26日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年2月6日付け生交安第819号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第539号

平成26年1月7日付けで異議申立人から提起された、平成25年11月7日付け生交安第609号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成25年11月7日付け生交安第609号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が平成26年1月7日付けで提起した異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- ・ 開示されたすべて、台帳からの複写ではない。
- ・ ○○○○○○○○保険株式会社（以下「本件保険会社」という。）と実施機関との間で締結されたボランティア保険（以下「本件保険」という。）の保険料領収証について以下のとおり疑義がある。

- (1) 保険料領収証の4枚（領収日：平成23年6月30日、平成24年6月29日、平成24年8月31日及び平成25年3月29日）は、証券番号の記載がない。領収日平成23年6月30日は、91万3530円と高額な保険料であるにも係わらず、証券番号の記載がないとは、常識では考えられない。
- (2) 備考の欄の「○○社員」とは誰であるのか。
- (3) 領収日平成23年6月30日の保険料領収証の保険の種類に印がない。領収日平成23年6月30日は、91万3530円と高額な保険料にも係わらず、証券種類の記載がないとは、常識では考えられない。
- (4) 領収日平成23年6月30日の保険種類に丸をつけていない。領収日平成24年9月28日の保険料領収証の「保険種類」の傷害に訂正印が押されていない。
- (5) 領収日平成24年6月29日の保険期間の始期日と満期日が記載されていない。領収日平成24年10月30日、平成24年12月27日、平成25年1月30日、平成25年2月27日及び平成25年3月29日の保険期間の満期日が記入されていない。

本件保険会社が、こんないい加減の領収証を提出しない。

平成23年度の保険料の総額のみ記載で、〇市〇〇〇小学校の保険料は、不明瞭である。

上記から真実の開示報告書ではないので、ご検分頂き、再開示をお願いします。

3 意見書の要旨

(1) 平成26年4月10日付け意見書

千葉県情報公開審査会は、自ら調査せず、千葉県の保護のための同審査会であり、県民のための存在ではない。

開示された本件保険会社の保険証券の異議申立てをします。

(2) 平成28年3月2日付け意見書

ア 保険証券の偽造変造の証明について

(ア) 開示された〇〇税務署の印紙税納付計器設置申請書（以下「申請書」という。）及び保険証券にある印影の黒塗りは印影がない理由によると思料している。

(イ) 日付入りの受領印は〇〇税務署長の承認を表示せず、申請書は存在しないから、本件の保険証券は偽造変造証券である。

(ウ) 〇〇税務署が開示した申請書の記載事項の欠落は偽造を証明する。

イ 本件の保険証券について

(ア) 保険証券になぜ、綴じ穴があるのか明らかにされたい。

(イ) 代表取締役の印影で本件の保険証券が社会に通用し、印影がなければ通常人は偽造と判断する。印影を明らかにすることを求める。

(ウ) 地模様、サイズ等が異なる。

ウ 本件の基本契約書について

(ア) 平成24年度の基本契約書が不存在なのか説明を求める。

(イ) 千葉支店長の印影を隠したままでは真正な文書とは判断不可能である。

エ 本件の保険料領収証について

保険対象を記入する欄に、千葉県交通安全推進隊員の記載はなく、〇〇〇〇保険代理店や〇〇社員の記載がある。保険対象を〇〇〇〇保険代理店や〇〇〇〇社員とした保険を、知事が千葉支店〇〇支社を通して保険契約を行った領収証であることを示唆する領収証である。

オ 本件のお見積書について

(ア) 本件のお見積書を作成した人物は、保険業務に携わっていない、保険業務の知識のない人間が作成したものである。

本件のお見積書は保険料だけで保険の概要が全く記載されていない。杜撰な本件のお見積書をなぜ千葉県は承諾したのか明らかにすることを求める。

(イ) 千葉支店長の印影を隠したままでは、真正な文書とは判断できない。印影のマスキングを外し、明らかにすることを求める。

また、印紙税納付計器の印影を知る人は、無に等しい。本件保険の保険証券、基本契約書、ボランティア活動計画表、ボランティア活動結果表の決定文書は偽造である。本件保険会社の代表者印がマスキングされているが、印影を明らかにすることを求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 平成26年3月13日付け理由説明書

(1) 行政文書開示請求及び本件決定について

(ア) 異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）に基づき、平成25年10月21日付けで、「平成23年度及び平成24年度に東葛飾地域振興事務所に交通安全推進隊として登録して、千葉県が保険料を負担している交通安全推進隊の1人当たりにかけている1年間又は月単位の保険料と千葉県が交通安全推進隊として保険料を支払っている総額の記載ある台帳」との行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として「平成23年交通安全推進隊ボランティア保険の基本契約書1件、平成24年交通安全推進隊ボランティア保険のお見積書8件（以下「本件基本契約書及びお見積書」という。）、平成23年交通安全推進隊ボランティア保険領収証1件及び平成24年交通安全推進隊ボランティア保険保険料領収証8件」（以下「本件保険料領収証」という。また、本件基本契約書及びお見積書と本件保険料領収証を併せて以下「本件決定文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

(イ) 本件決定文書のうち本件基本契約書及びお見積書の中の「支店長の印影」については、法人が真意に基づいて作成した真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしているものと推認さ

れ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第8条第3号イの不開示情報に該当するので支店長の代表者印の印影を不開示とした。

本件保険料領収証中の本件保険会社の担当者名、担当者の印影、担当者の社員番号は、個人に関する情報（番号は個人に付された番号）であって、特定の個人を識別することができるものである。よって、条例第8条第2号の不開示情報に該当するので不開示とした。

(2) 異議申立ての理由について

(ア) 異議申立人は、「開示されたすべて、台帳からの複写ではない。」と主張するが、本件決定文書は、実施機関が作成又は取得し、実施機関が保有する文書であり、この主張には理由がない。

(イ) 本件保険料領収証について

異議申立人は、本件保険料領収証に証券番号等の記載がないこと等を挙げ、開示した行政文書が真実のものではなく、本件保険会社が、こんないい加減な領収証を提出しない、真実の開示報告書（行政文書）ではないので、ご検分いただきたい旨主張するが、本件決定文書は、実施機関が本件保険会社と保険契約し、本件保険会社から取得し、実施機関が保有する文書であり、この主張には理由がないものである。

2 平成28年1月25日付け理由説明書

異議申立人は、本件保険料領収証に証券番号等の記載がなされていないこと等から開示した文書が真実のものではないと主張するが、本件保険料領収証の下部には領収証が無効となる場合についての注意書きが明示されており、異議申立人が主張しているものは、いずれも注意書きのケースには合致しないことから、一部記載漏れがあったとしても、本件保険料領収証は無効となるものではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件決定文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件決定文書が真実の行政文書ではない旨及び印影を開示すべき旨主張している。一方、実施機関は、本件決定文書は、本件保険会社と保険契約をしたことから取得し、保有するものであり、また、不開示部分については、条例所定の不開示条項の該当性を主張している。

よって以下、文書の特定及び部分開示決定に係る本件決定の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、本件決定文書のうち本件保険料領収証について、証券番号の記載がないこと、保険の種類について記載がないこと、訂正箇所には訂正印がないこと及び保険期間の始期日、満期日の記載がないこと等から真実のものではない旨主張する。
- (2) 当審査会が事務局職員をして調査したところ、実施機関の債権者への支払方法等支出事務については、千葉県財務規則(昭和39年規則第13号の2。平成27年3月31日規則第36号による改正前のもの。以下「財務規則」という。)に規定されており、財務規則によると、支払は、債権者から指定された口座への振替により行われ(財務規則第69条)、支出命令は、支出負担行為支出伝票によってしなければならない(財務規則第65条第1項)こととされている。

本件保険料領収証の真否について調査するため、当審査会において本件保険料領収証の原本と本件支払の支出負担行為・支出伝票を比較見分したところ、①債権者名(相手方の氏名)、支払金額、支払日が一致していること、②本件保険料領収証の原本の紙の質、体裁、本件保険会社の社名が固有の書体となっていること、③保険契約者が千葉県知事となっていること等が認められた。

したがって、本件保険料領収証は、本件保険会社が作成し、実施機関が受領した上で保有しているものであるとの実施機関の説明に不自然・不合理的な点があるとは認められなかった。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関の保有する文書簿冊を確認させたところ、本件決定文書である本件保険料領収証以外に本件保険の領収証の存在は確認できなかった。

- (3) 本件基本契約書及びお見積書についても、当審査会がそれぞれ対応する本件保険料領収証と比較見分したところ、保険期間、保険料等の内容において整合し、本件保険会社の千葉支店長が押印されていることが認められた。したがって、本件基本契約書及びお見積書については実施機関及び本件保険会社が作成、又は受領して保有しているものであるとの実施機関の説明に不自然・不合理的な点は認められなかった。
- (4) 以上のことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当である。

3 不開示の理由の妥当性について

(1) 異議申立人は、平成23年交通安全推進隊ボランティア保険の本件基本契約書及びお見積書に記載された本件保険会社の千葉支店長の印影は、開示すべきと主張する。

(2) これに対して、実施機関は、千葉支店長の印影は、法人が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしているものと推認され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと説明する。

(3) 本件保険会社の千葉支店長の印鑑は、契約等の重要な書類に使用されるものであって、この印影を公にすると、この印影を基に印鑑を偽造すること等により、本件保険会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、千葉支店長の印影は条例第8条第3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、印紙税納付計器設置申請・承認事務に係る〇〇税務署による偽造等種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

6 附言

本件請求に添付された写真には、当人の承諾を得ないで写したと思われる人の肖像が含まれており、また、児童の写真も含まれている。

これらは被写体である個人の権利・利益を侵害するおそれもあるので、実施機関としては、このような写真等の含まれた行政文書開示請求書の取扱いには留意する必要がある。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|-------------|----------------------------------|
| 平成26年2月6日 | 諮問書の受理 |
| 平成26年3月13日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成26年4月10日 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 平成27年12月22日 | 審議 |
| 平成28年1月25日 | 審議 実施機関から不開示理由の聴取 理由説明書の受理 |
| 平成28年2月29日 | 審議 |
| 平成28年3月2日 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 平成28年3月24日 | 審議 |

千葉県情報公開審査会第1部会

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-------|------------------|----------|
| 下井 康史 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 | 部会長職務代理者 |
| 荘司 久雄 | 城西国際大学非常勤講師 | 部会長 |
| 日名子 暁 | 弁護士 | |
| 湊 弘美 | 弁護士 | |

(五十音順)